

## ～こどもの居場所の運営に係る修繕について～

補助の対象経費として認められるのは、いずれも「原状回復」を目的とするものに限定されます。

---

### 1 建物・室内関係

- 壁の穴・ひび割れの補修
- 破損した窓ガラスの交換
- ドアノブや鍵の修理
- 床材の部分張替え
- 天井の雨漏り補修
- 照明器具の故障部分交換

※利用に伴う劣化や破損への対応に限ります。

---

### 2 厨房設備関係(こども食堂の場合)

- ガスコンロの故障部品交換
- 換気扇の修理
- 冷蔵庫のパッキン交換
- シンクの水漏れ修理
- 給湯器の不具合修理

※既存設備の機能を回復するものに限ります。

---

### 3 衛生・安全確保関係

- 手洗い場の蛇口修理
- トイレの詰まり除去・部品交換
- 消火器収納箱の破損修理
- 避難誘導灯の不具合修理

※安全性確保のための原状回復に限ります。

## 4 備品関係

- テーブルや椅子の破損部材交換
  - 本棚の補修
  - エアコンの基板交換
  - 空気清浄機の修理
- 

## 5 屋外スペースを活用している場合

- フェンスの破損修理
  - ウッドデッキの部分補修
  - 物置の扉修理
- 

## 該当しない例(参考整理)

次のようなものは、原則として修繕ではありません。

- 新たな厨房設備の購入
- エアコンの新設
- バリアフリー化のための改修工事
- 間取り変更工事

これらは機能向上・設備増設に当たるため、修繕とは区別します。

---

## 留意点

- 原状回復か機能向上かを明確にすること
  - 賃貸物件の場合は、貸主負担部分との区分を整理すること
  - 見積書に「修理」「部品交換」等の内容が明確に記載されていること
- 

不明な点は下記までお問い合わせください。

こども政策課 こども政策係

電話:053-576-1813

E-mail: kosodate@city.kosai.lg.jp